

中部運輸局

平成30年3月20日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 中山、大石、石野

TEL 052-952-8038

中部運輸局福井運輸支局

輸送・監査担当 畑、山本、柴田

TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

貸切バス事業者に対する事業停止処分

過去の監査における違反歴により継続的な監視が必要とされた敦賀タクシー株式会社に対し、福井運輸支局が平成29年11月1日及び11月14日に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき平成30年3月20日付けで当該事業者に対し事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：敦賀タクシー 株式会社

住所：福井県敦賀市深川町10番の2

代表者：柿木 富雄

営業所名：本社営業所（福井県敦賀市深川町10番の2）

2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交付日時：平成30年3月20日（火） 午前10時

交付場所：中部運輸局 福井運輸支局（支局長 平谷 守）

福井県福井市西谷1丁目1402

3 行政処分の内容

75日間の事業停止及び文書警告

今回の行政処分に伴う違反点数付与により、過去3年間の累計違反点数が51点以上となるため、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」（平成28年11月30日付け中運局公示第82号）記I 4.（1）①により、事業の停止処分とする。

4 主な違反内容及び違反条項

違反内容	違反条項
運賃・料金の収受が不適切であった。	道路運送法第9条の2第1項
運送引受書を交付していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第1項
運送引受書の写しを保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第2項
点呼を実施していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第1項及び第2項
点呼の記録を改ざんしていた。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第5項
乗務等の記録を改ざんしていた。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第25条第2項
運行指示書を作成していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第28条の2第1項
整備管理者の解任の届出をしていなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第45条 道路運送車両法第52条
事業用自動車について、定期点検整備（3ヶ月点検）を実施していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第45条 道路運送車両法第48条

※「運輸規則」とは「旅客自動車運送事業運輸規則」をいう

5 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 38点

当該事業者が付された累積違反点数 59点